

三重県合唱コンクール(全日本合唱コンクール三重県大会) 出演規程

第1章 部門・編成区分・出演人数

第1条(部門)

実施部門は、中学生・高等学校・大学職場一般の3部門とする。

第2条(編成区分と出演人数)

編成区分と出演人数は、次のとおりとする。

(1) 中学生部門

混声合唱の部 6名以上

同声合唱の部 6名以上

(2) 高等学校部門

Aグループ(小編成の部) 6名以上 32名以下

Bグループ(大編成の部) 33名以上

(3) 大学職場一般部門

大学ユースの部 6名以上

室内合唱の部 6名以上 24名以下

混声合唱の部 8名以上

同声合唱の部 8名以上

2. 出演人数は、前項出演人数の枠内で、県大会の申し込み人数の10%(端数は四捨五入)の増員まで認める。ただし、申し込み人数が40名未満の場合は4名の増員まで認めることとする。

3. 出演人数には、指揮者・伴奏者・独唱者・譜めくりは含まないが、指揮者・伴奏者・独唱者・譜めくりが合唱メンバーに入って歌う場合は、出演人数に加えるものとする。その場合、同時に合唱パートを歌う人数は第1項の範囲内とする。

4. 出演当日に各部門の最低出演人数を下回った場合は審査の対象外とする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、当該団体からの申請により、理事長が判断して審査の対象とすることができる。

第2章 出演資格

第3条(出演の資格)

出演合唱団は、三重県合唱連盟に加盟している合唱団であること。

第4条(各部門の出演合唱団の資格)

各部門における各編成区分の出演合唱団の資格は次のとおりとする。

(1) 中学生部門

① 同一中学校に在籍する生徒で編成する合唱団。

② 同一中学校から複数の合唱団が出演できる。その場合、出演するそれぞれの合唱団が加盟しなければならない。

③ 中高一貫校に在籍する中学生相当年次の生徒で編成する合唱団。

④ 小中一貫校及び義務教育学校は、中学生部門に小学生相当年次を含めた編成で出演することができる。

⑤ 一般部門等に加盟する合唱団は、中学生相当年次、もしくは中学生相当年次に小学生相当年次を加えた編成で中学生部門に出演することができる。

(2) 高等学校部門

① 同一高等学校に在籍する生徒で編成する合唱団。

② 同一高等学校内から複数の合唱団が出演できる。その場合、出演するそれぞれの合唱団が加盟しなければならない。

③ 中高一貫校に在籍する高等学校相当年次の生徒で編成する合唱団。

④ 中高一貫校は、高等学校部門に中学生相当年次を含めた編成で出演することができる。その場合、高等学校部門に出演した中学生相当年次の生徒は、当該年度に別の合唱団の合唱メンバーとして中学生部門に出演することはできない。

- ⑤ 出演団員は同一種別内では出演者の重複を認めない。種別とは混声合唱団・男声合唱団・女声合唱団を指す。

(3) 大学職場一般部門

① 大学ユースの部

出演人数が6名以上で、出演するメンバー全員が、当該年の4月1日現在28歳以下で編成する合唱団。

② 室内合唱の部

出演人数が6名以上24名以下で編成する合唱団

③ 混声合唱の部

出演人数が8名以上で編成する混声合唱団

④ 同声合唱の部

出演員数が8名以上で編成する男声合唱団もしくは女声合唱団

- ⑤ 同一の合唱団から複数の部門に出演することができる。その場合、出演するそれぞれの合唱団が加盟しなければならない。

- ⑥ 中学校部門・高等学校部門に加盟する合唱団は出演できない。

2. 合同合唱団は、合同合唱団として加盟、もしくは合同する全ての合唱団の加盟を条件とし、常時活動し、理事長が認めたものとする。

(1) 中学生部門

下記の編成に該当する合唱団で、合同する合唱団数及び1合唱団あたりの人数は制限しない。

- ① 中学校の合唱団同士による合同合唱団。
② 中学校の合唱団と中学生相当年次、もしくは小中一貫校及び義務教育学校を含む中学生相当年次に小学生相当年次を加えた合唱団による合同合唱団。
③ 中学生相当年次、もしくは小中一貫校及び義務教育学校を含む中学生相当年次に小学生相当年次を加えた合唱団同士による合同合唱団。

(2) 高等学校部門

複数の高等学校の生徒で編成する合唱団で、合同する学校数は制限しない。なお、1校は人数の上限を定めないが、他の学校はそれぞれ8名未満の生徒で編成するものとする。

3. 加盟している会員連盟や部門を問わず、同一合唱団は当該年度に複数回出演することはできない。同一合唱団とは、構成員の大半が等しく、活動状況等も同じと見なせる合唱団をいう。

第5条(指揮者・伴奏者・独唱者・譜めくり)

指揮者・伴奏者・独唱者・譜めくりの出演資格は問わない。ただし、高等学校部門の指揮者・伴奏者・独唱者については、当該校長が認めたものに限る。

また、指揮者・伴奏者・独唱者・譜めくりが合唱メンバーに入って歌う場合は、第2条・第3条・第4条を満たさなければならない。

第6条(三重県大会シード合唱団)

シード合唱団は次のとおりとする。

- (1) シード合唱団の適用部門は、高等学校・大学職場一般部門とする。
(2) 当該年度中部大会において、中部支部代表として全国大会に推薦された合唱団を次年度シード合唱団とする。
(3) シード合唱団は、次年度中部大会への中部支部推薦合唱団として、県大会の審査を受けずに中部大会に出演できる。
(4) シード合唱団は、県大会に審査の対象外で出演しなければならない。
(5) シード合唱団は、前年度の中部大会に出演した部門及び編成区分を変更することができない。

第3章 演奏曲・演奏時間

第7条(演奏曲目)

演奏曲は次のとおりとする。

- (1) 中学生部門の出演団体は、自由曲を演奏して審査を受けるものとする。
- (2) 高等学校・大学職場一般部門の出演団体は、課題曲と自由曲を演奏して審査を受けるものとする。この場合の演奏順は、課題曲・自由曲の順とする。

第8条(課題曲・自由曲)

課題曲と自由曲の演奏は次のとおりとする。

- (1) 課題曲は、全日本合唱連盟発行の当該年度「合唱名曲シリーズ」を購入し、その中から1曲を選択して演奏しなければならない。
- (2) 自由曲は、曲目・曲数に制限はない。
- (3) 自由曲の楽譜を指定された部数提出する。
- (4) 出演者全員により、課題曲及び自由曲全曲を同じ種別(混声・男声・女声)で演奏するものとする。

第9条(演奏時間)

- (1) 中学生部門

演奏開始から演奏終了まで曲間を含めて8分00秒以内とする。

- (2) 高等学校部門

自由曲の開始から演奏終了まで曲間を含めて6分30秒以内とする。

- (3) 大学職場一般部門

自由曲の開始から演奏終了まで曲間を含めて8分30秒以内とする。

2. 演奏時間を超過した場合は審査の対象としない。

第10条(伴奏楽器)

伴奏楽器は自由である。ただし、主催者が用意するピアノ1台以外は、使用団体の責任において用意し、これにかかる費用は使用団体が支弁しなければならない。

第11条(演奏曲・曲目順・伴奏楽器の変更禁止)

県大会・中部大会・全国大会を通して、演奏曲目・曲目順・伴奏楽器を変更することはできない。

第12条(出演順)

県大会の出演順は、7月の三重県合唱連盟理事会にて抽選で決定する。

第4章 県代表

第13条(県大会から中部大会に推薦できる団体数)

県大会から中部大会に推薦できる団体数の上限は、次のとおりとする。

- (1) 中学生部門における県大会からの推薦団体数の上限は、県大会における部門別の参加合唱団体数により、次のとおりとする。

県大会参加数 5 団体まで	1 団体
県大会参加数 6 団体から 10 団体まで	2 団体
県大会参加数 11 団体から 15 団体まで	3 団体
県大会参加数 16 団体から 20 団体まで	4 団体
県大会参加数 21 団体から 25 団体まで	5 団体
以下これに準ずる。	

- (2) 高等学校部門、大学職場一般部門における県大会からの推薦団体数の上限は、県大会における編成区分別の参加合唱団体数により、次のとおりとする。

県大会参加数 5 団体まで	1 団体
---------------	------

県大会参加数 6 団体から 10 団体まで 2 団体
県大会参加数 11 団体から 15 団体まで 3 団体
県大会参加数 16 団体から 20 団体まで 4 団体
県大会参加数 21 団体から 25 団体まで 5 団体
以下これに準ずる。

2. シード合唱団は上記参加団体数及び推薦団体数のいずれにも含まれない。

第14条（編成区分の変更禁止）

出演団体は、県大会・中部大会・全国大会を通じて編成区分、種別を変更することはできない。

第5章 審査

第15条（審査と表彰）

審査と表彰は次のとおりとする。

- (1) 審査は課題曲 50%、自由曲 50%で評価した後、順位を決め、過半数方式（新增沢方式）で行う。
- (2) 県大会出演の全合唱団を各部門、各編成区分別に審査し、金・銀・銅いずれかの賞を授与する。ただし、第2条、もしくは、第9条に違反する場合は審査の対象としない。
- (3) シード団体を除く、全合唱団の中から最優秀団体を選び、全日本合唱連盟理事長賞を授与する。
- (4) シード団体を含めた全合唱団の中から最優秀団体を選び、三重県合唱連盟理事長賞を授与する。

第6章 その他

第16条（規程違反の疑い）

出演資格など本規程に違反したときは出演停止または審査対象外とする。後日発覚した場合は入賞を取り消すことができる。

2. 出演資格等に疑義が生じた場合は、合唱団が証拠を示さなければならない。

第17条（規定の改廃）

この規定の改廃は、三重県合唱連盟理事会の過半数の賛成による議決をもって行う。

付則

- (1) この規定は令和 7 年度大会より実施する。